公共施設の使用料見直しに関する報告書

令和２年１１月
秦野市

はじめに

本市では、平成 26 年(2014 年)11 月に策定した「秦野市公共施設の利用者負担の適正化に関する方針（以下、「方針」といいます。)」に基づき、平成 29 年(2017 年)10 月に使用料を見直していますが、新使用料の施行から 3 年が経過したため、令和元年度(2019 年度)までの使用料収入や公共施設の維持管理費の推移などを改めて示したうえで、使用料見直しの効果や総括的な評価、今後の方向性などについてまとめるものです。

1　見直しの背景と現在までの変化　～公共施設を取り巻く状況～

方針では、超高齢社会を見据えて、公共施設を利用する市民と利用しない市民との税負担の公平性を保つとともに、現在の市民が応分の負担をすること[1]で将来市民の負担を減らしていくことが必要である、としていました。

対象となる施設[2]は、市民の誰もが利用できる施設とし、無料施設の有料化も含めて検討した経過があります。

また、見直しは「三つの視点」のもとに進めていくこととしていましたので、それぞれの項目ごとに方針に記載されているデータに、現在までのデータ[3]を追加したグラフ等を用いて、公共施設を取り巻く状況を見てみます。

(1)　税負担の公平性の確保

ア　高齢化の影響

本市の老年人口率[4]は、20 年前の平成 12 年(2000 年)にはおよそ 12.4%でしたが、令和 2 年(2020 年)には 29.8%となっているのに対して、納税の中心となる生産年齢人口率[5]は 73.7%から 59.1%に減少しています。

方針策定当時における推計では、平成 46 年(2034 年)の老年

---

[1] 公共施設の維持管理に要する費用の財源のうち、等しく市民から徴収している市税を主な財源とした一般財源による負担を「現在の市民の負担」としています。
[2] 実際の見直しでは、33 施設が対象となりました。
[3] 最新のデータを追加していますが、項目によって、令和元年度(2019 年度)や令和 2 年度(2020 年度)など、追加したデータの年度が異なっています。
[4] 65 歳以上の人口が全人口に占める割合
[5] 15 歳以上 65 歳未満の人口が全人口に占める割合

人口率が 30.7%、生産年齢人口率が 60.2%となっていたことから、人口構造の変化（＝高齢化）が方針策定当時よりも加速していることがうかがえます。

また、新総合計画における政策人口の推計では、令和 42 年(2060 年)には老年人口率が 38.3%に達する一方で、生産年齢人口率は 50.0%まで低下する見込みです。そのため、老年人口と生産年齢人口の比は、平成 12 年(2000 年)の 1:5.9 から令和 2 年（2020 年）は 1:2.0 となり、令和 42 年(2060 年)には 1:1.3 になると推計されています。【図-1 参照】

図-1 老年人口・生産年齢人口率の推移

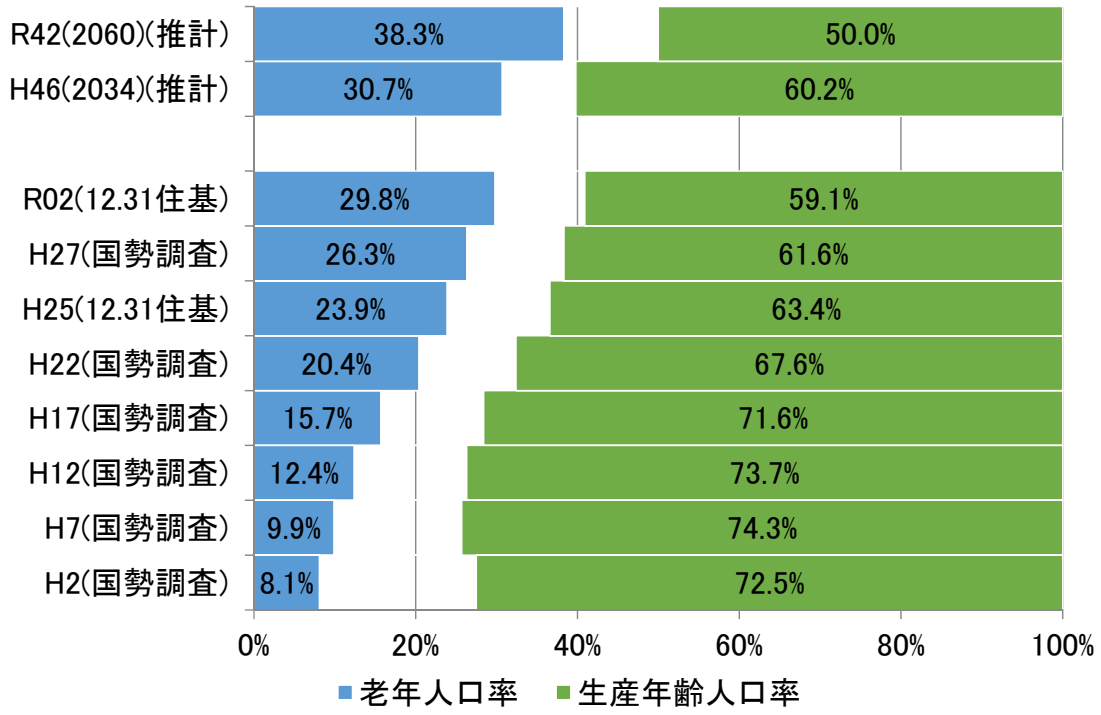

高齢化に伴い、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計に対する一般会計からの繰出金[6]は、平成 20 年度(2008 年度)以降、増加傾向となっています。【図-2 参照】

[6] 特別会計や企業会計などに対し、その赤字の補てんや受益者負担になじまない経費に充てるため、一般会計(税)から支出するお金

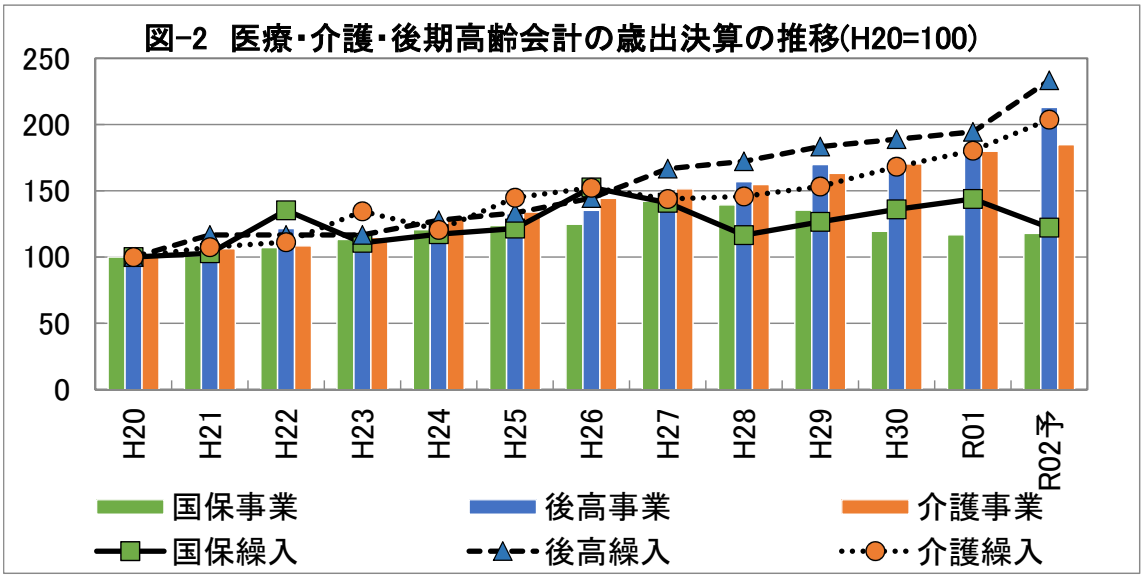

社会保障関係経費である扶助費[7]も、高齢化の進行によって増加を続けています。平成 12 年度(2000 年度)には 48.1 億円(一般会計歳出決算額の 11.4%)でしたが、令和元年度(2019 年度)には 145.1 億円(一般会計歳出決算額の 29.9%)と金額ベースで 3.0 倍、割合で 2.6 倍となっています。

これに対して、投資的経費[8]は減少し続けており、平成 12 年度(2000 年度)には 84.7 億円(一般会計歳出決算額の 20.0%)でしたが、令和元年度(2019 年度)には 38.8 億円(一般会計歳出決算額の 8.0%)と金額ベースで 0.45 倍、割合で 0.4 倍まで減少しています。【図-3 参照】

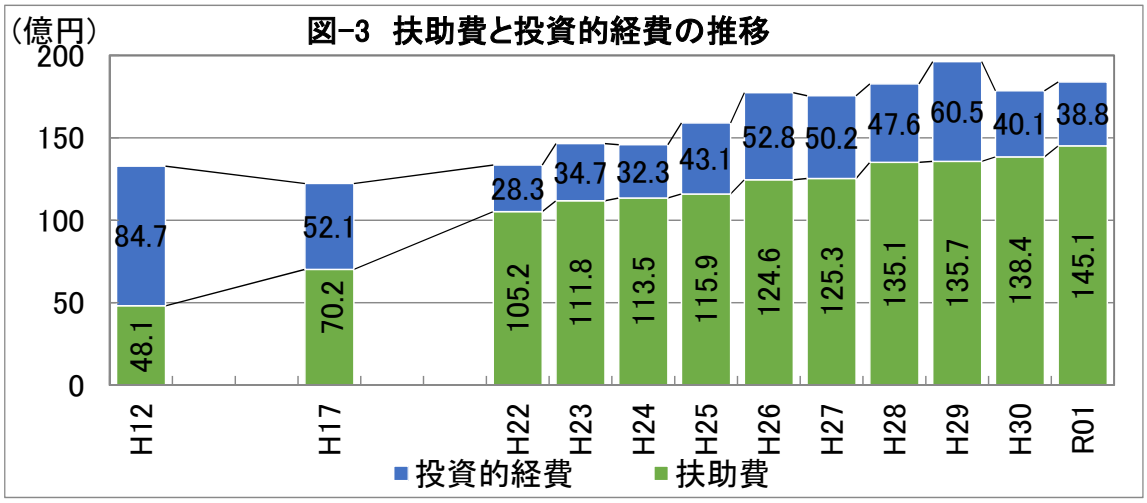

[7] 社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障害者等に対して行っている様々な支援に要する経費

[8] 普通建設事業費のことで、道路や建物などの建設事業や用地の購入などに関する経費

イ　公共施設の管理運営等の状況

市民が利用できる公共施設について、過去 1 年間にどの程度利用したかなど、継続してアンケート調査[9]を実施しています。

使用料見直し後となる令和 2 年度(2020 年度)の調査では、定期的に利用する人[10]の割合が 25.1%と最も低くなり、対照的に利用しなかった人の割合は最も高い 45.2%となっています。【図-4 参照】

定期的に利用する人の割合は減少傾向にあり、使用料の値上げ以外に、利用団体のメンバーの高齢化により団体数が減少傾向にあることもその一因となっている可能性があります。

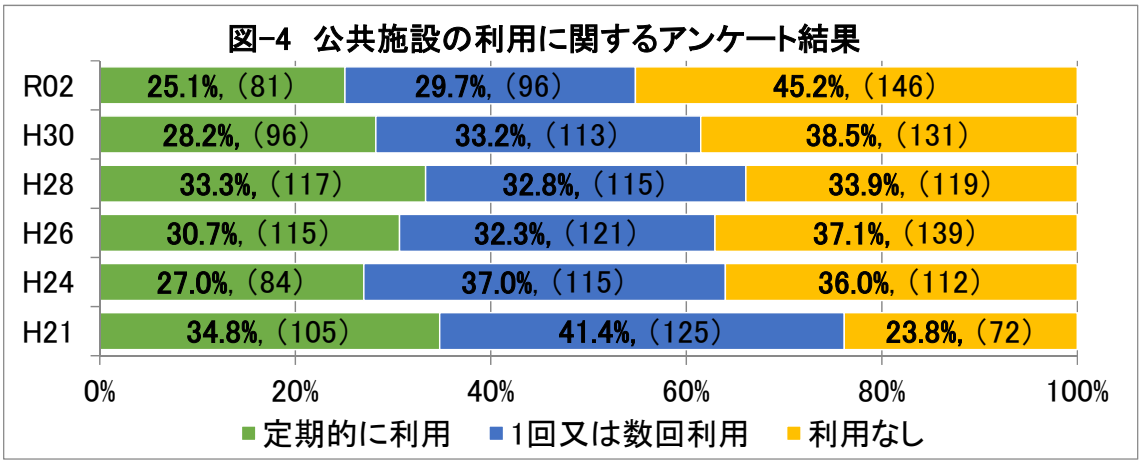

次に、市民が利用できる公共施設のうち、公民館（11 館）の管理運営に要した費用の財源を図にしました。

年度によって差はありますが、財源のおよそ 9 割を一般財源が占め、残りの 1 割弱が使用料、1%程度が補助金やその他収入となっています。【図-5 参照】

---

[9] 公共施設白書の改定に合わせて 2 年ごとに実施している WEB 調査

[10] アンケート調査では、公共施設の利用頻度について、「週 1 回以上」「月 1 回以上」「年 1 回以上」「利用しなかった」の 4 つの選択肢から回答を得ています。このうち、「週 1 回以上」「月 1 回以上」と回答した人を「定期的に利用する人」としています。

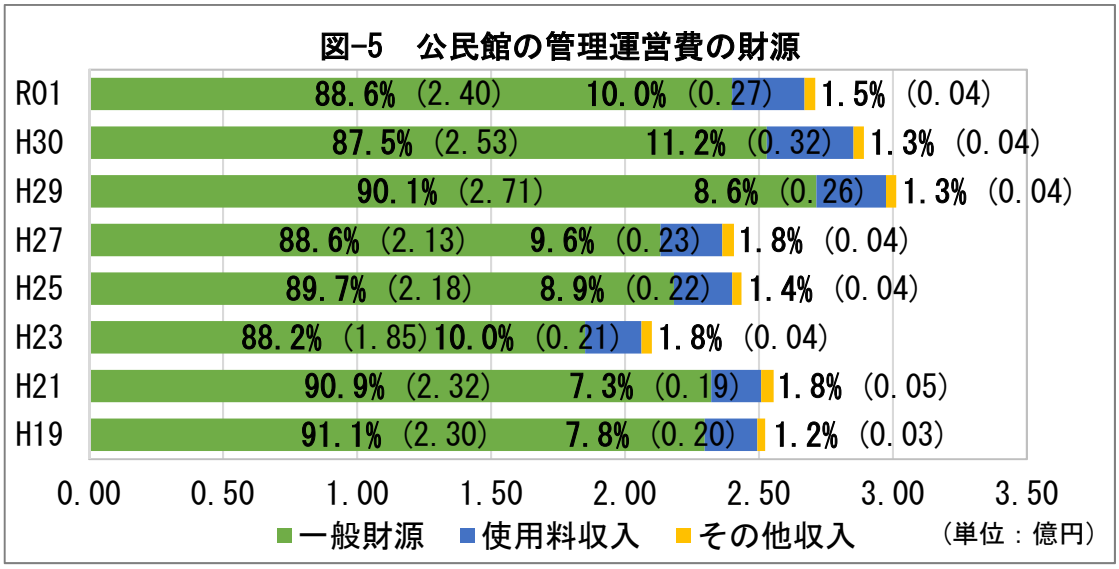

また、平成 19 年度(2007 年度)と平成 30 年度(2018 年度)、直近の令和元年度(2019 年度)における利用件数 1 件当たりの負担を計算すると次表のとおりとなっています。

平成 30 年度(2018 年度)は利用件数が多く、使用料見直しにより使用料収入も増加したため、一般財源負担は 7,201 円でしたが、令和元年度(2019 年度)は利用件数、使用料収入ともに減少したため、一般財源負担額が 7,561 円となり、平成 19 年度(2007 年度)よりも高くなっています。

年度	利用件数	公民館の利用 1 件当たりの費用と負担額		
		管理運営費	使用料負担	一般財源
H19	31,119 件	8,109 円	630 円	7,384 円
H30	35,123 件	8,233 円	921 円	7,201 円
R01	31,897 件	8,511 円	838 円	7,561 円

使用料負担はいわゆる「受益者負担」ですが、一般財源負担は公民館利用者が支払った税金はもちろん、あまり利用しない、またはまったく利用しない市民も等しく負担していることになります。

定期的に利用する人が方針策定当時よりも少なく、全体の 1/4 程度である今、税負担の公平性について、改めて考えていく必要があるかもしれません。

(2) 世代間の公平性の確保

公共施設を建設する際には「世代間の公平性の確保」という観点から、建設債を発行し、その恩恵を受ける将来世代も負担を負うこととしています。

本市でも人口急増期の学校施設などの建設にあたっては多くの建設債を発行してきましたが、施設の整備が落ち着いたため、建設債の残高は平成 10 年(1998 年)をピークに減少しています。

しかし、この建設債に代わるように、長引く景気の低迷の中で公共サービスを維持し、不足する地方交付税[11]を補うために発行を始めたのが臨時財政対策債などの特例債(赤字市債)です。

その残高は平成 21 年度(2009 年度)以降、建設債を上回った状態が続いており、現在の市民へのサービスの負担を将来世代に先送りしていることになるため、世代間の公平性を損なう恐れがあります。

また、現在の公共施設の建て替え時期が一斉に到来した際には、建設債を発行しなければならず、特例債の発行をできる限り抑えていく必要があります。【図-6 参照】

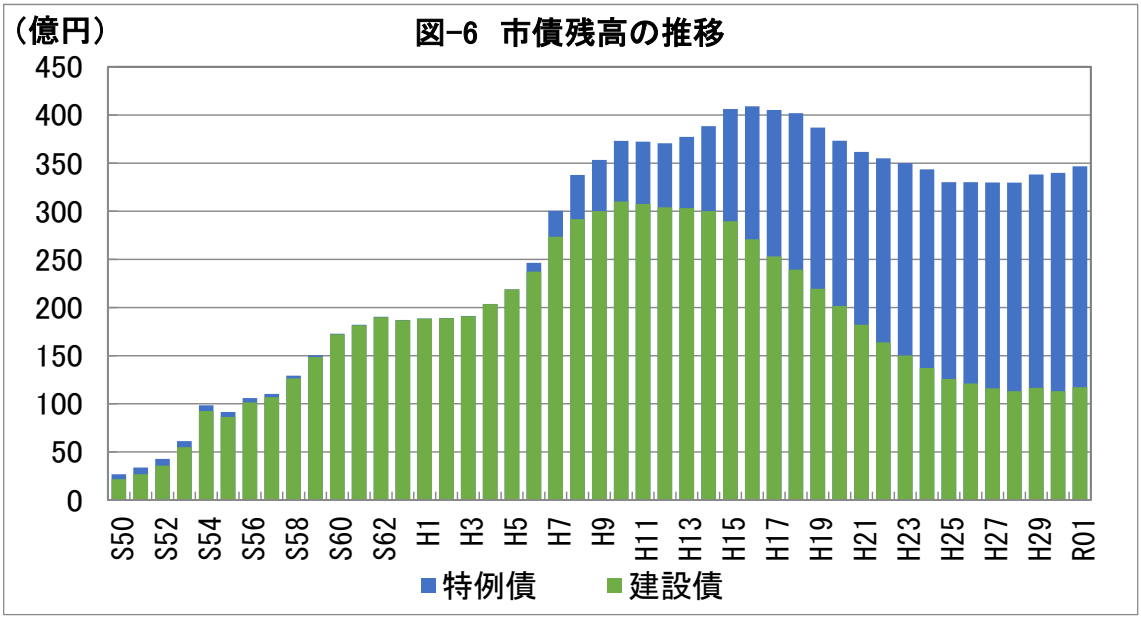

[11] 地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保証するため、国から地方公共団体に交付される資金で、全国一律の基準により算定された財源不足額に対して交付される普通交付税と災害等の特別の財政需要に対して交付される特別交付税があります。

(3)　公共施設更新問題への対応

現在の公共施設は人口急増期に集中して建設されて、昭和 50 年代の 10 年間に現在のハコモノのおよそ 5 割が建設されています。【図-7 参照】

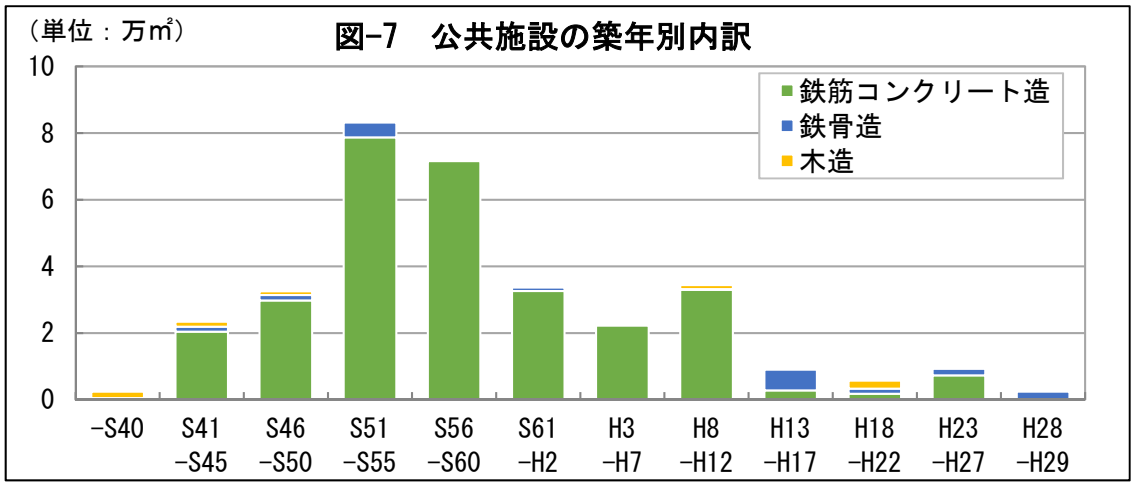

本市の公共施設は、集中して建設されたため一斉に老朽化が進み、現在は築 30 年以上を経過した施設が 7 割を超えています。

また、耐用年数[12]を迎える時期も集中しているため、一斉に建て替えを進めていく必要がありますが、その時期には本市の財政状況がより一層厳しいものになっていることが予測され、同様のことが全国で起きることから「公共施設の更新（老朽化）問題」と言われています。【図-8 参照】

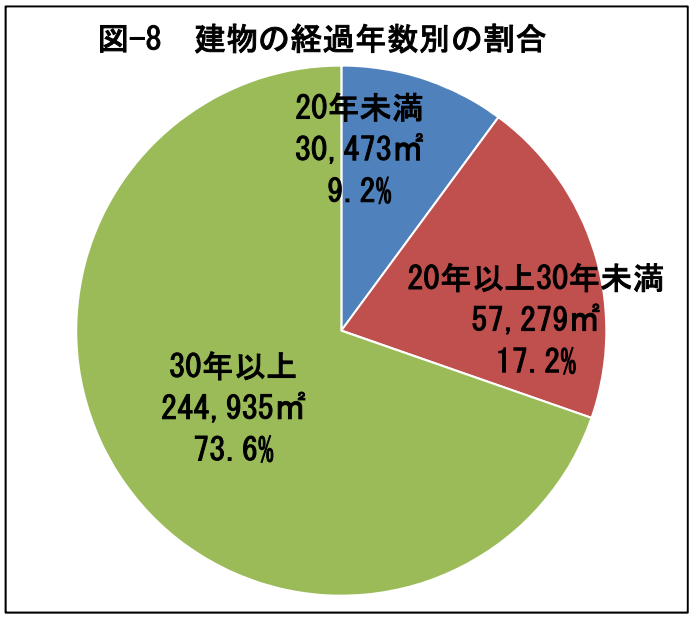

[12] 公共施設再配置計画では削減目標の試算において、鉄筋コンクリート造 60 年、鉄骨造 45 年、木造 30 年としています。

本市では、この更新問題に対応するために平成 23 年(2011 年)に「公共施設再配置計画」を策定し、取り組みの一環として利用者負担の適正化を図ることとしたものです。

具体的には、事業費による歳出として把握できない減価償却費相当額について、使用料算定のコストに加算することで、将来の施設の建て替えに備えることとし、平成 30 年度(2018 年度)から公共施設整備基金への積み立てを開始しています。

2　利用者の増加及び歳出削減等の効果検証　～方針より～

公共施設の使用料見直しにあたり、「利用者の増加」と「管理運営費用の削減」をさらに進めれば値上げを避けられるのではないか、という考えに基づき、この 2 点について検証しています。

方針の策定から 6 年が経過した現在においても、見直しの必要性のエビデンスとして有効であるため、その内容を記載します。

(1)　利用者の増加について

公共施設の管理運営費用について、利用者の数と管理運営費用の関係をシミュレーション[13]しました。【図-9 参照】

その結果、当時の使用料の水準では、利用者が使用する電気や水道の費用さえ賄えていないことから、ほとんどの公共施設で、利用者が増えれば増えるほど市の負担額は大きくなるという結果になりました。

また、利用者数と利用者負担割合の関係性にも着目して検証を行いました。

結果は、最も利用者の多い本町公民館でも、当時の使用料の水準では、利用者負担割合は、管理運営費用の 16%にしかならないこと。また、当時の使用料では、利用者負担の一つの目安となる 3 分の 1 を達成するためには、利用者が現状の 3 倍程度になる必要があり、当時の稼働率[14](40 数%程度)から見れば不可能であること（仮に利用者が 3 倍になっても、職員を増やすことにより固

[13] 損益が分岐する点を知るための分析手法である「損益分岐点解析」を応用してシミュレーションしています。
[14] 使用できる時間数に対する実使用時間数の割合

定費がさらに増加し、負担水準は再び３分の１を下回る）などがわかりました。

図-9　損益分岐点解析の一例

施設名	本町公民館	担当課名	生涯学習課	記入者		No.

予算科目	区分	金額(円)
01　報酬	固定	4,361,600
02　給料	固定	7,540,000
04　共済費	固定	35,980
07　賃金	固定	1,974,054
08　報償費	固定	631,657
09　旅費	固定	212,810
1110　消耗品費	変動	424,716
1120　燃料費	変動	
1130　食糧費	変動	
1140　印刷製本費	変動	
1150　光熱水費	変動	3,524,622
1160　修繕料	固定	394,655
12　役務費	変動	623,106
13　委託料	固定	3,447,343
14使用料・賃借料（土地等賃借料等）	固定	537,504
14使用料・賃借料（上下水道使用料等）	変動	280,020
15　工事請負費	固定	
16　原材料費	固定	
18　備品購入費	固定	
19　負担・補助・交付金	固定	
合計		23,988,067

	H23実績	非転嫁費用	差し引き	転嫁率(%)	基準費用
固定費(千円)	19,136	2,416	16,720	88.4%	14,780
変動費(千円)	4,852	77	4,775	88.4%	4,222
合計(千円)	23,988	2,493	21,495	―	19,002
H23使用料収入(千円)		3,041	H23利用者数(人)		80,030

	a	b
固定+変動	0.0527	14,780.000
使用料	0.0380	
1/2負担	0.0264	7,390.100
1/3負担	0.0176	4,926.700

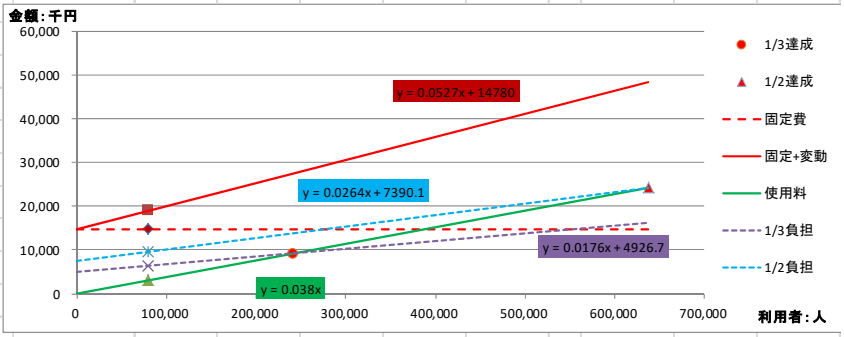

固定費＼使用料	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0
1.0	16.0%	24.0%	32.0%	40.0%	48.0%
0.9	17.4%	26.0%	34.7%	43.4%	52.1%
0.8	19.0%	28.4%	37.9%	47.4%	56.9%
0.7	20.9%	31.3%	41.8%	52.2%	62.6%
0.6	23.2%	34.8%	46.5%	58.1%	69.7%

	人数	倍数
1/2達成数	637,078	7.96
1/3達成数	241,505	3.02

(2)　管理運営費用の削減について

管理運営費用の削減を行うことによって、同じ使用料収入であっても利用者の負担割合は高まり、より適正な水準に近づけることができます。

しかしながら、本市の公共施設の管理運営費は、行政改革の取組みを続けてきたことにより、かなり低い水準に抑えられています。このことについて、平成 24 年度(2012 年度)において実施した「義務教育施設と地域施設の複合化事業に対する民間活力導入可能性調査」の結果を用いて説明します。

この調査では、西中学校体育館と西公民館等を複合化した新たな施設について、PFI 方式[15]で整備した場合における 30 年間の VFM 効果[16]を算定しています。【図-10 参照】

[15] 民間の資金と経営能力・技術力を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法

[16] 支払い(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給するという考え方。従来方式と PFI 方式を比較して、削減できる割合を数値で示します。

図-10　PFI 方式による複合施設整備の VFM 効果

現在価値による試算	
A：従来型のコスト(千円)	3,229,555
B：PFI のコスト(千円)	3,085,124
C：財政負担削減額(A-B)	144,431
D：財政削減率(C/A×100)	4.47%
実質値による試算	
A：従来型のコスト(千円)	4,951,874
B：PFI のコスト(千円)	5,077,269
C：財政負担削減額(A-B)	-125,394
D：財政削減率(C/A×100)	-2.53%

その結果、実質値[17]による試算では、そのライフサイクルコストは、公設公営方式よりも PFI 方式のほうが 30 年間で約 1.3 億円多くなってしまい、あまり大きな効果は得られないことがわかりました（ただし、支払額を現在価値[18]に置き換えた試算では、30 年間で 1.4 億円の効果が見込める。)。このことは、この複合施設の管理運営を民間に任せたとしても、すでに最低レベルに近づいている本市の公共施設の管理運営費との比較では、大きな削減効果は見込めないということを意味しています。

[17] 実際の支払額

[18] 例えば金利が 5%の場合、今日の 100 円は 1 年後の 105 円と同じ価値であるという考えのもとに、将来の金額を現在の価値に置き換えること。

３　利用者負担に対する市民の意識

利用者負担のあり方については、これまで６回実施してきた公共施設に関するアンケート調査において、市民の意識を調査しています。【図-11,12 参照】

市民意識を比較するため、方針策定前となる平成 24 年度(2012 年度)と使用料見直し後となる令和 2 年度(2020 年度)の調査結果を掲載しています。

平成 24 年度(2012 年度)の調査結果では、利用者負担が増加することを容認する意見が 51%と半数以上を占めていましたが、使用料見直しを経た令和 2 年度(2020 年度)の調査結果では、さらなる利用者負担の増加を容認する意見が 63%まで増加する結果となりました。

公共施設を定期的に利用する人が減少傾向にあるため、あまり施設を利用しない人が容認する意見に多く回答した可能性があるため、利用頻度とクロス集計したところ、定期的に利用する人(81 人)のうち、実に 62%(50 人)がさらなる利用者負担の増加を容認している、という結果となりました。

また、方針において、公共施設の再配置の取組みに関する認知度が高いほど容認する意見が多くなる傾向があるとされ、その割合は 7 割となっていましたが、この傾向がさらに進んで、令和 2 年度(2020 年度)調査では、8 割を超えています。

再配置計画の認知度を高めることが、計画の推進に必要不可欠であることがうかがえる結果となっています。

図-11　公共施設に関するアンケート調査結果(2回目)より

実施年月	平成24(2012)年12月
対象者	調査会社に会員登録している20歳以上の市民
調査方法	インターネット調査
回答者数	311

問　不特定の市民が利用する公共施設の中には、利用者から使用料をいただいている施設もありますが、全体の管理運営費に対する利用者の負担割合は１５％程度であり、残りの８５％は税金で賄われています。このことに対して、あなたの考えに最も近いものを選んでください。

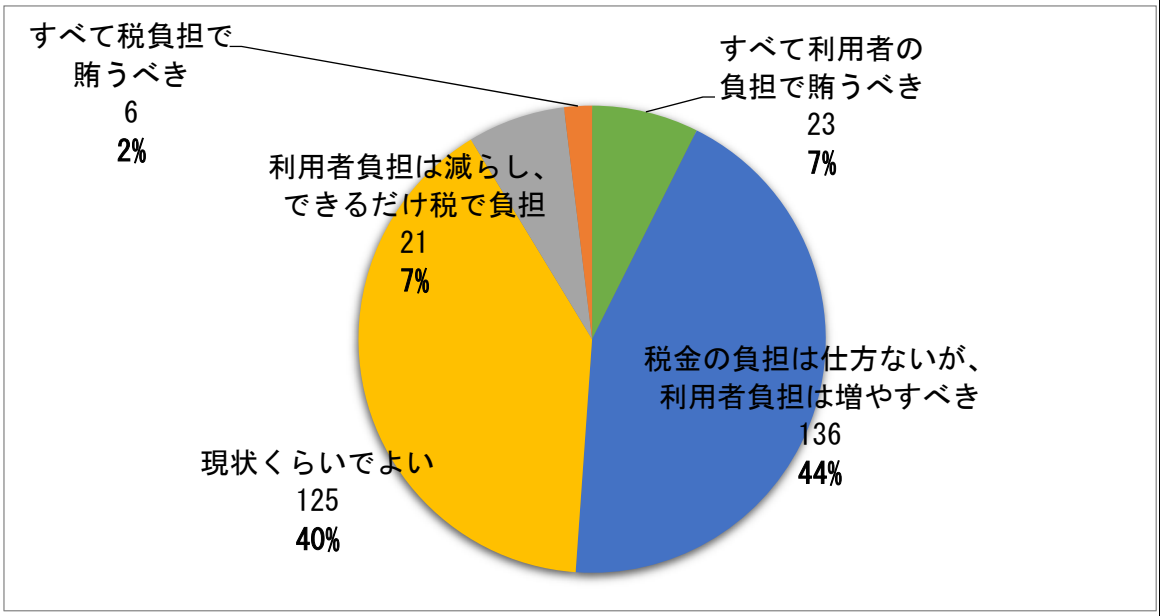

【再配置の取組み認知度別クロス集計】

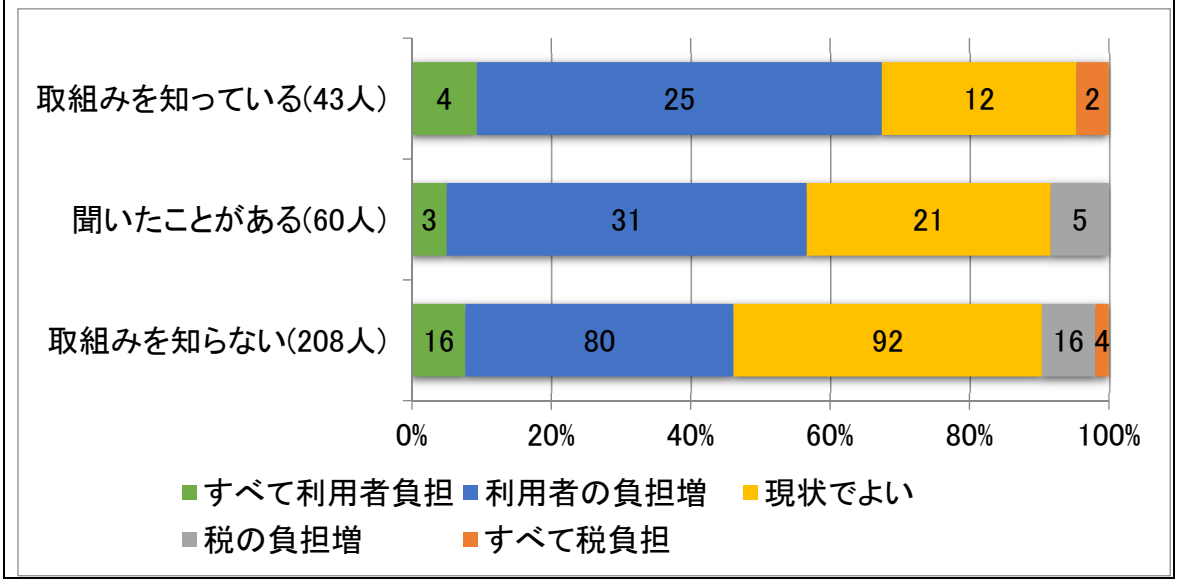

図-12　公共施設に関するアンケート調査結果(6回目)より

実施年月	令和2(2020)年6月
対象者	調査会社に会員登録している20歳以上の市民
調査方法	インターネット調査
回答者数	323

問　秦野市では、将来にわたって公共施設を適正に維持していくため、平成２９年１０月に使用料の見直しを行いました。このとき、従前の使用料等の２倍を引き上げの限度としたため、目標とする１／３の負担割合に達していない施設もあることから、将来的には再度の見直しを行うことも考えられます。次の２つの考えのうち、あなたの考えに近いものを一つ選んでください。

【Ｂ】公共施設の適正維持も大切だが、直近の見直しにより多くの施設で使用料が引き上げられ、利用しにくくなった人もいるため、これ以上の見直しは行うべきではない。

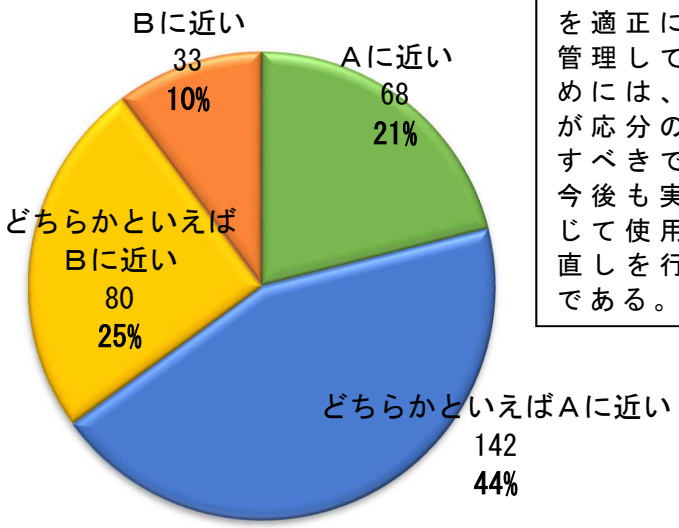

【Ａ】公共施設を適正に維持・管理していくためには、利用者が応分の負担をすべきであり、今後も実態に応じて使用料の見直しを行うべきである。

【再配置の取組み認知度別クロス集計】

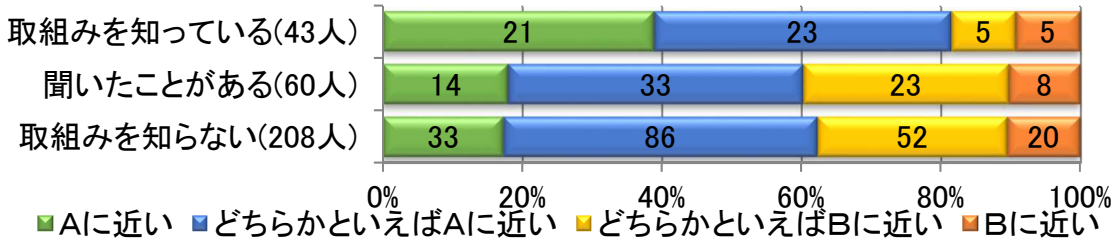

【施設の利用頻度別クロス集計】

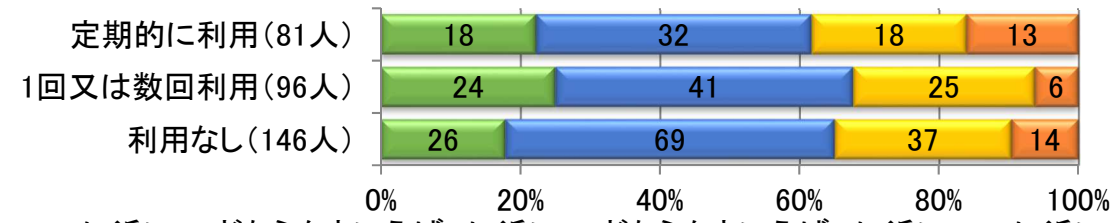

4　使用料見直しの評価

平成 29 年(2017 年)10 月に使用料の見直しを実施してから 3 年が経過しました。

「公共施設の利用者負担の適正化に関する方針」に基づき、税負担の公平性確保、世代間の公正性確保、公共施設更新問題への対応、という三つの視点によって適正化を進めたことは、「1　見直しの背景と現在までの変化　～施設を取り巻く状況～」で説明しましたが、見直しを評価するにあたっても、方針で想定していた視点に基づきその効果を把握して判断する必要があるため、項目ごとに評価していきます。

(1)　税負担の公平性の確保

見直し後の使用料の算定に当たっては、方針において「使用料の算定根拠を明確にします」として、フルコストの考え方や 1/3 としている負担割合などを示しています。【図-13 参照】

図-13　使用料の算出

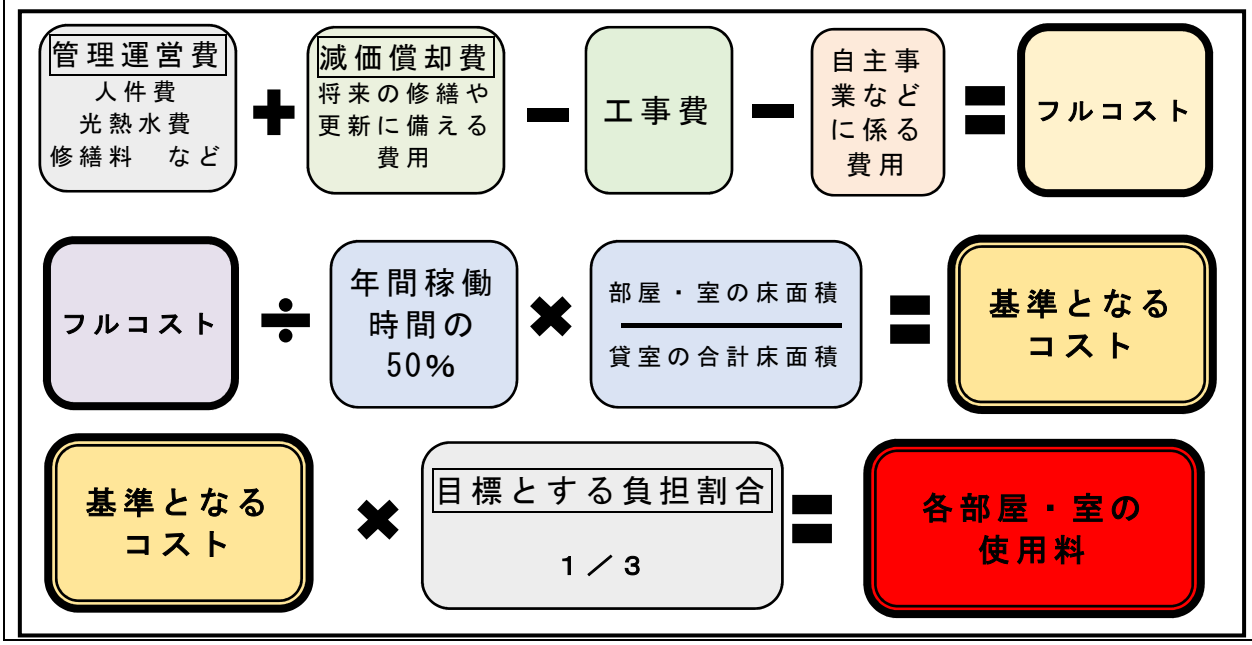

施設の稼働率が 50%を超えれば、使用料収入が「フルコストの 1/3」に到達し、公共施設を使う人と使わない人との税負担の公平性が保たれることになります。

まずは、公共施設全体の負担割合の推移を見てみます。

ア　負担割合の推移

図-14 は、使用料見直しの際に新使用料算定の基礎となった平成 25 年度(2013 年度)と、直近 3 年間の決算データとなっています。

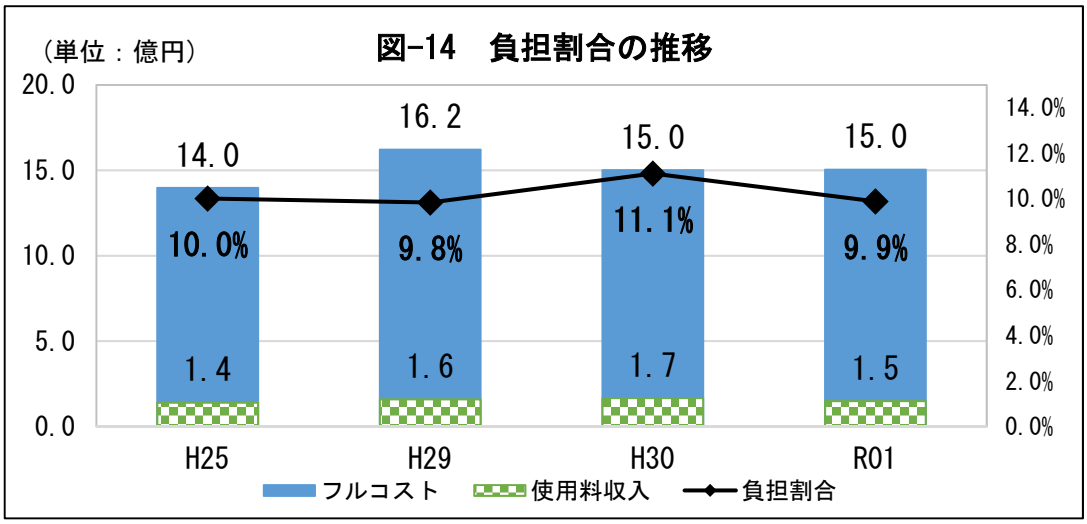

折れ線グラフが負担割合ですが、使用料見直しを実施した平成 29 年度(2017 年度)は使用料収入が増加していますが、フルコストも増額[19]となったため、負担割合は 0.2%減少しました。

平成 30 年度(2018 年度)には、公有財産台帳の整理に伴い、前年度に上昇した減価償却費が減少し、また、大半の施設の使用料が見直し後の使用料となり使用料収入がさらに増加したため、負担割合が 11.1%まで上昇しました。

しかし、令和元年度(2019 年度)は感染症対策により休館措置[20]をとったことが大きく影響し、使用料収入が減少したため、負担割合が 9.9%に減少してしまいました。

イ　負担割合と稼働率

施設単位で負担割合 1/3 を達成していたのは、平成 30 年度(2018 年度)及び令和元年度(2019 年度)の立野緑地庭球場だけとなっていますが、スポーツ施設の稼働率は総じて高めであ

[19] カルチャーパークの陸上競技場とテニスコート、おおね公園スポーツ広場の大規模改修費用を減価償却費として加算したため

[20] 令和 2 年(2020 年)3 月 10 日から一斉に休館措置をとりました。

り、個別に稼働率を算出すると、コストの算定で想定している稼働率 50%を超えている施設もあり、このような施設の負担割合は 1/3 を超えていると考えられます。【図-15～18 参照】

図-15　立野緑地庭球場の稼働率（H30）

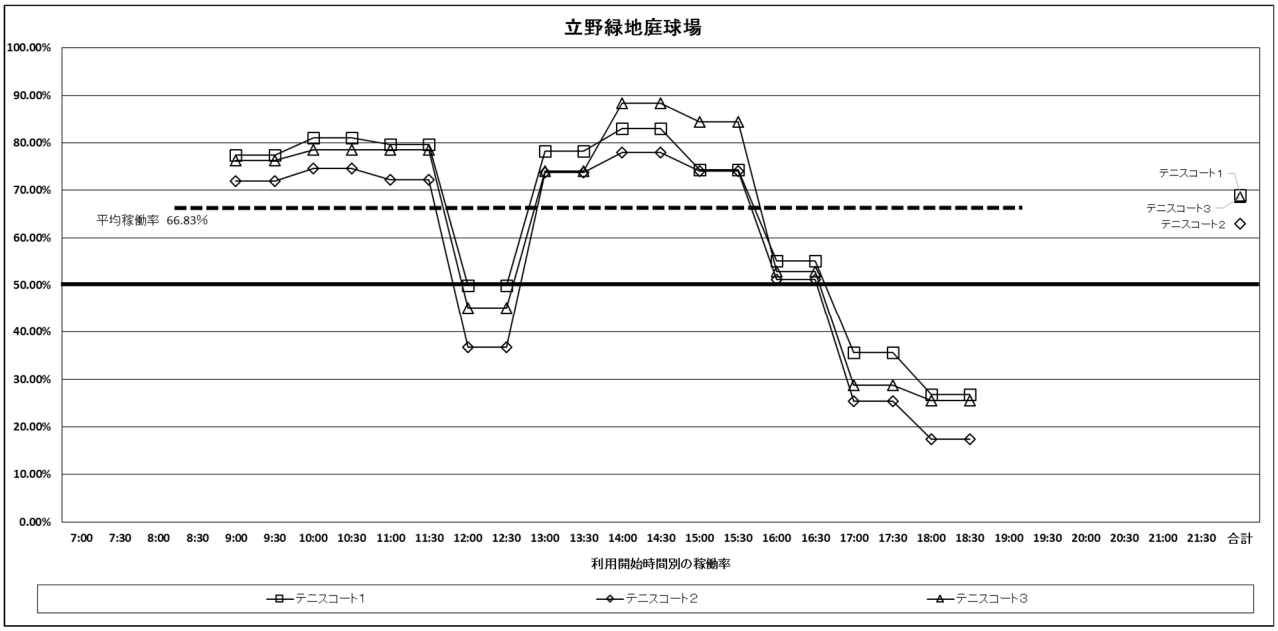

図-16　総合体育館の稼働率（H30）

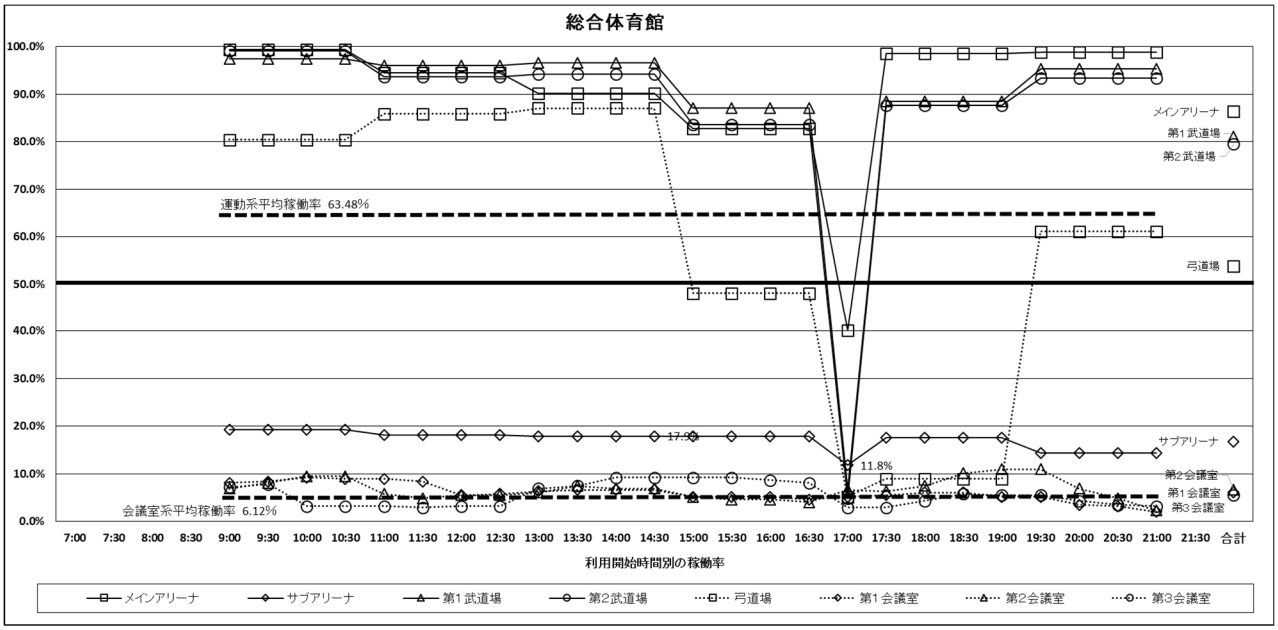

図-17　カルチャーパークの稼働率（H30）

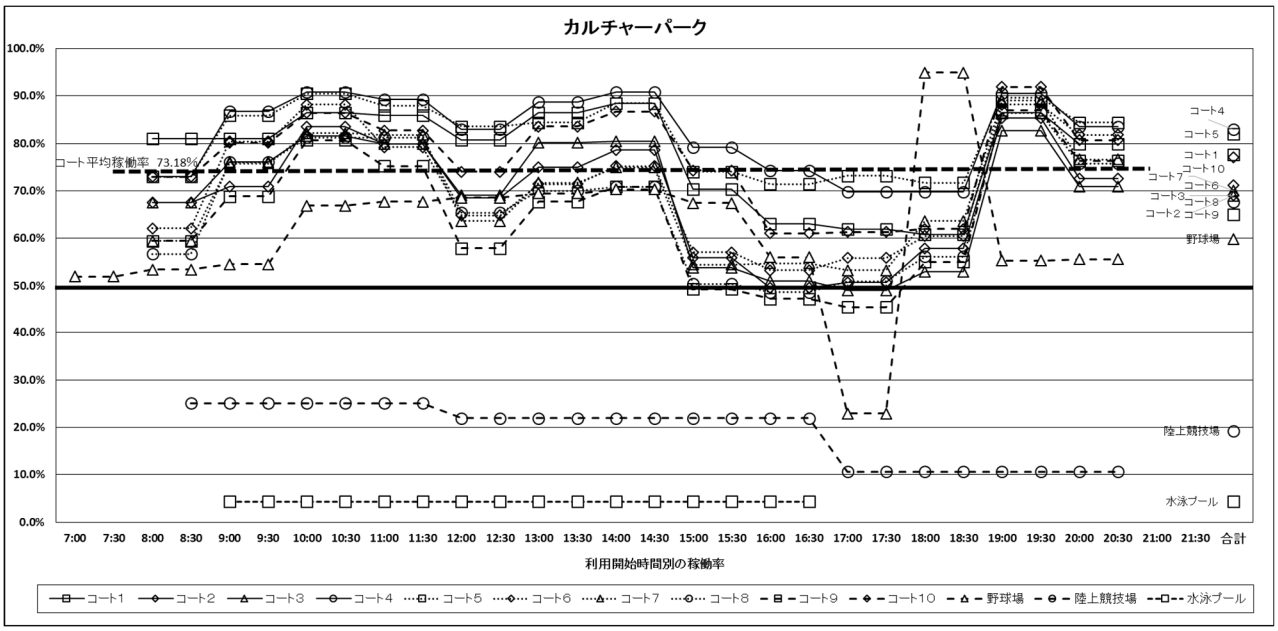

図-18　おおね公園の稼働率（H30）

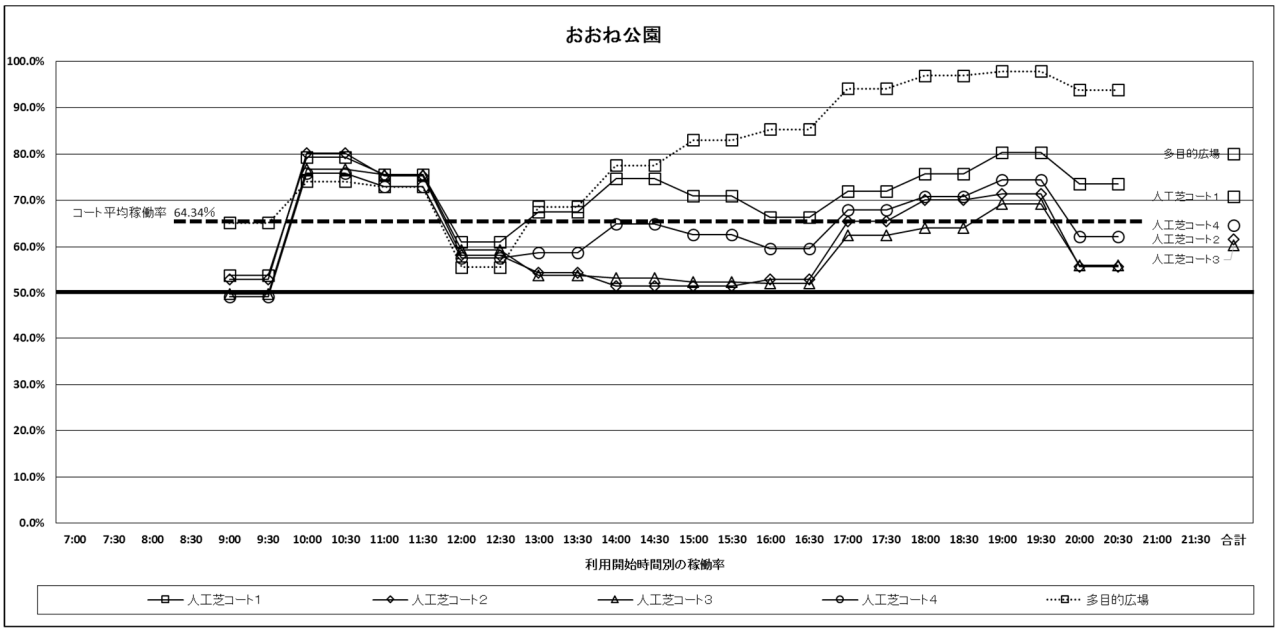

次に、市民に広く利用されている公民館の稼働率等を見てみます。【図-19 参照】

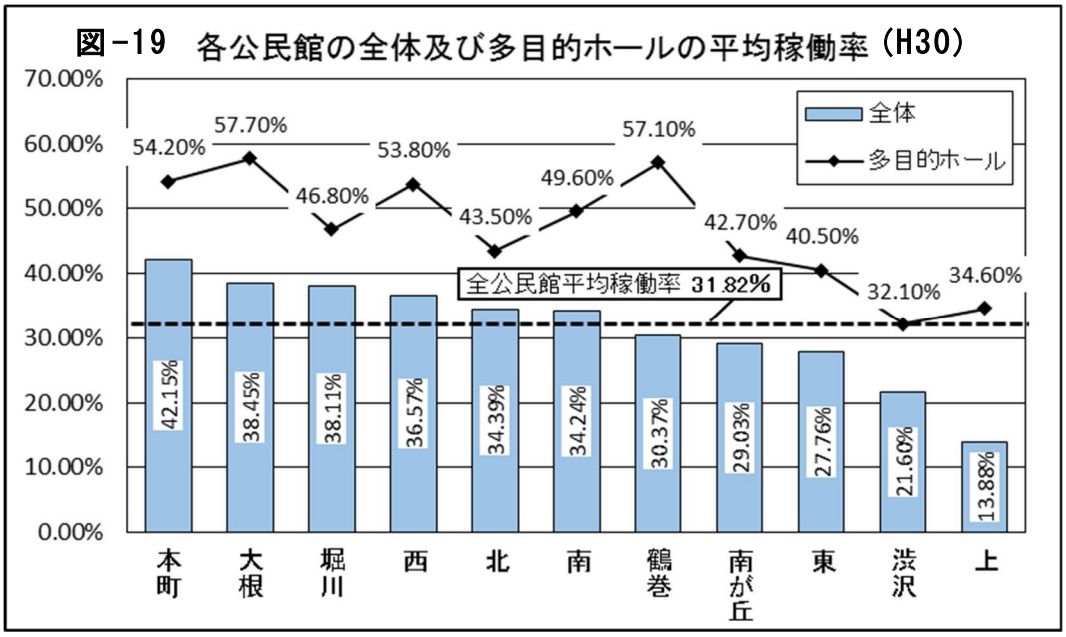

公民館 11 館の全部屋の平均稼働率は、図-19 にあるとおり 31.82%となっています。館別では、本町公民館が 42.15%と最も高く、大根公民館の 38.45%、堀川公民館の 38.11%と続きます。

しかし、公民館の中で稼働率が高い多目的ホール（折れ線グラフ）に限ると、全体の平均稼働率が最も高い本町公民館よりも大根公民館と鶴巻公民館が上位に位置しています。また、全体の平均稼働率が最も低い上公民館の多目的ホールは、渋沢公民館よりも高い 34.60%の稼働率となっていることから、平均稼働率以上に需要があることが分かります。

また、公民館の利用件数をみると、平成 27 年度(2015 年度)をピークとして、減少傾向にあることが分かっています。

人口減少の影響や、団体の高齢化などがその原因と考えられますが、稼働率を上げて適正な負担割合としていくためには、利用件数が減少傾向にあることはマイナス要因となります。【図-20 参照】

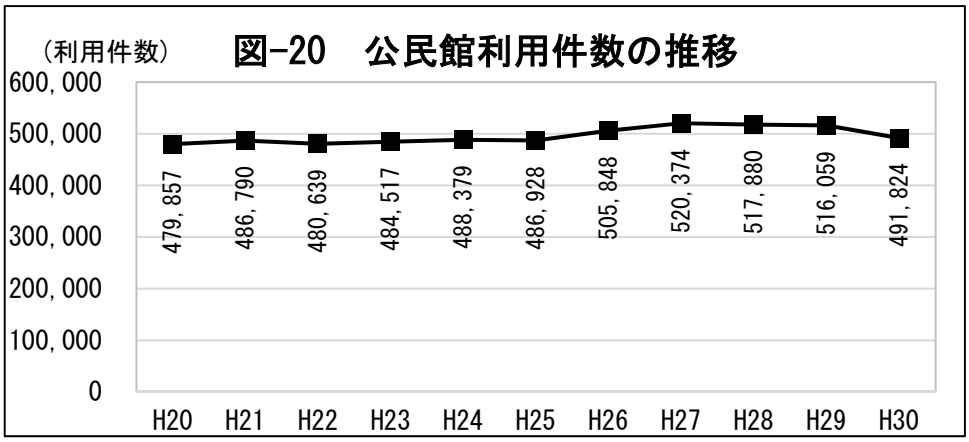

ウ　評価及び今後の課題

税負担の公平性という観点では、施設の稼働率が大きなカギを握ることになります。

しかし、見直しによって多くの施設で使用料が値上げとなり、減少傾向にあった利用件数が増加せず、さらに、利用時間を 30 分単位としたことも影響して、稼働率を上げることが難しい状況となっています。

このような中、負担割合が低下していないのは見直しによる値上げの効果であり、一定の評価ができますが、目標としている「フルコストの 1/3 の負担割合」には遠く及ばないため、いかに稼働率を向上させていくのかが課題となります。

(2)　世代間負担の公平性の確保

前出の(1)税負担の公平性の確保では、負担割合と稼働率に着目しましたが、将来世代に負担を残さないためには、現在ある公共施設を現在の市民の負担で維持していく必要があり、特例債の発行を少しでも抑えるためには、使用料収入そのものを確保していく必要があります。

ア　使用料収入の推移

平成 27 年度(2015 年度)までは、公共施設白書のデータを、平成 28 年度(2016 年度)以降は、毎年実施している使用料収入等調査で把握しているデータを用いて、使用料収入の推移を見てみます。【図-21 参照】

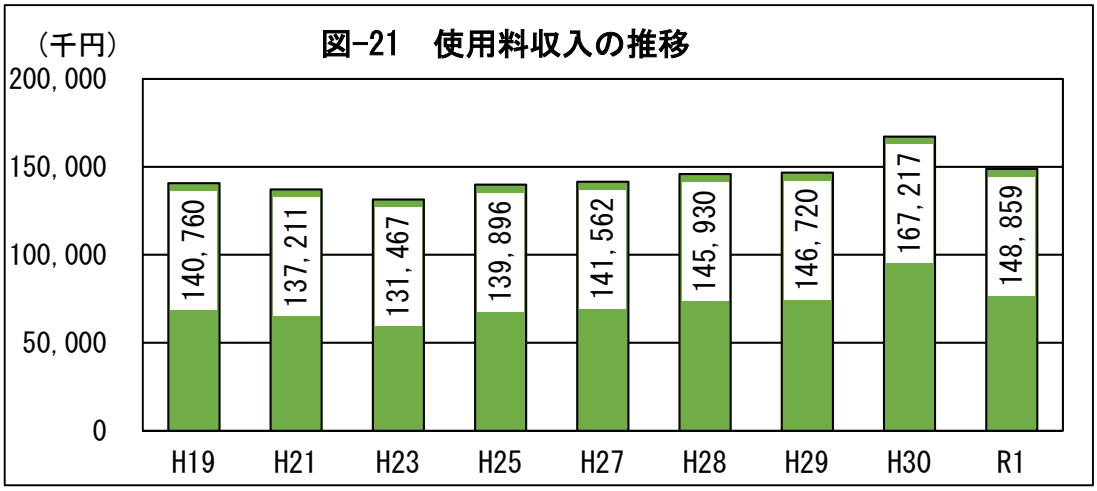

見直し以前の使用料収入は、多少の増減はありますが、1.4 億円前後で横ばいに推移しています。

この状況にまず変化が現れるのは、使用料見直し前の平成 28 年度(2016)で、翌年度の見直しを前に、その時点で最高額となる 1.46 億円の収入となっています。

使用料見直しを実施した平成 29 年度(2017 年度)は、実質の新料金適用が 1 月以降であったため、前年度と比較した増加額はおよそ 800 万円でした。

平成 30 年度(2018 年度)になって、ほとんどの施設の使用料が新料金体系に移行したため、使用料収入が 1.67 億円、前年度を 2,000 万円上回る実績となりました。

しかし、令和元年度(2019 年度)には、感染症対策による休館措置の影響で、前年度よりも 1,800 万円ほど減収となる 1.49 億円となっています。

イ　増収効果見込み額と収入実績

使用料の見直しにあたっては、増収見込み額[21]として、7,459 万円を見込んでいました。

しかし、平成 30 年度(2018 年度)は対 H25 実績で+2,732 万円、令和元年度(2019 年度)は、+896 万円と両年度ともに増収見込み額に届かない結果となっています。

[21] 平成 25 年度(2013 年度)実績と利用が同程度と仮定した場合の見込み額

ウ　増収見込み額に届かない理由の考察

(ｱ)　利用時間の減少

各度の施設別・部屋別の使用料収入実績をそれぞれの時間単価で除して仮想の利用時間を算出しました。

この利用時間を比較したところ、令和元年度(2019 年度)の利用時間は平成 30 年度(2018 年度)と比較して 6.3%減少し、さらに平成 25 年度(2013 年度)との比較では、18.2%と大きく減少する結果となり、このことが増収見込み額に届かない大きな理由の一つと考えられます。【図-22 参照】

図-22　利用時間の変化

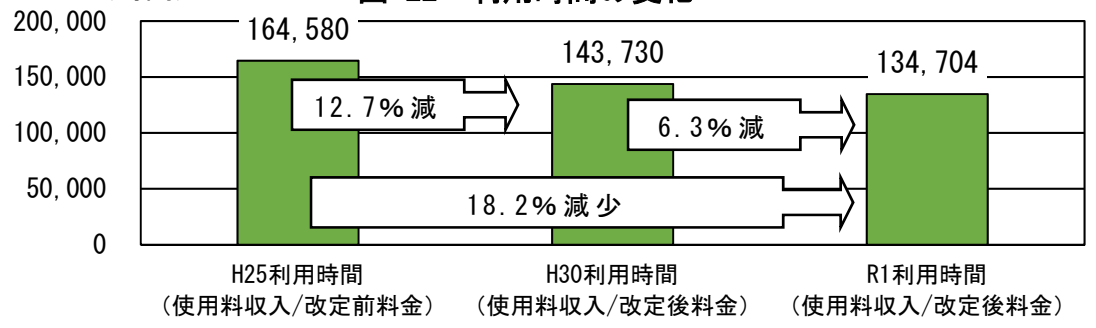

(ｲ)　利用する部屋の節約傾向

平成 30 年度(2018 年度)の使用料収入等調査結果の分析により、同じ施設であればより使用料が低額な小さめの部屋が、同じ機能を持つ部屋（公民館の多目的ホールなど）であれば、より使用料が低額な建築年度が古い施設が、見直し前よりも多く利用される傾向が見受けられました。そこで、使用料の改定割合別に利用時間をまとめました。【図-23 参照】

図-23　改定割合別の利用時間の比較

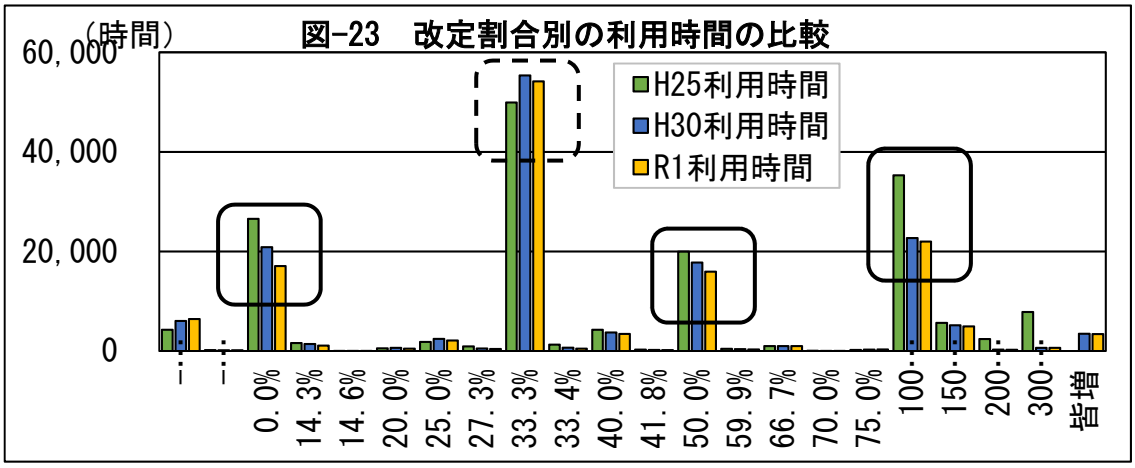

この結果、実線で囲んだ改定率0%(据え置き)、改定率50%、改定率 100%の区分で平成 25 年度(2013 年度)実績及び平成30 年度(2018 年度)実績よりも、令和元年度(2019 年度)の利用時間が少なくなっていることが、反対に、破線で囲んだ改定率 33.3%の区分で平成 25 年度(2013 年度)実績よりも利用時間が増えている（平成 30 年度(2018 年度)実績よりは減少）ことがわかりました。

使用料見直しから 2 年が経過した令和元年度(2019 年度)においても利用者の節約傾向が続いていること、利用時間が増加している改定率 33.3%に次いで利用時間が多い 3 区分（0.0%、50.0%、100.0%）で利用時間が減少していることが稼働率及び使用料収入の低下につながっていること、などによって増収見込み額に届かない状況となっていると考えられます。

エ　評価及び今後の課題

世代間負担の公平性の確保という観点では、使用料収入の確保が重要であり、平成 30 年度(2018 年度)実績のように、見直しによって少なからず増収効果を上げていることは評価できる部分です。

使用料の増収分は、直接的に各施設の維持管理事業費の特定財源となるため、増収すればするほど一般財源負担が減少し、特例債の発行が抑制されるほか、なかなか予算を確保できなかった修繕や利用者が使う備品購入などに充てることで、使用料見直しの効果を利用者に実感してもらうことも可能です。

このようなことから、少しでも増収効果を上げることが最も重要な課題となっています。

(3)　公共施設更新問題への対応

三つの視点のうちの一つ目、税負担の公平性の確保は、利用者に一定の負担を求めることで、施設を利用しない人との不平等感をなくすとともに、利用者の負担をフルコストの 1/3 とすることで、適正な一般財源の負担を目指すものでした。

二つ目の世代間負担の公平性の確保は、現在の市民へのサービスにかかる費用は現在の市民の負担とし、使用料収入を増加させることで特例債の発行を抑制することを目指していました。

これら二つの視点は、着目している部分が異なるとはいえ、負担増による増収効果を直接的に現在の施設の維持管理に充てて行く性格のものです。

三つ目の視点となる公共施設更新問題への対応は、これまとは異なり、将来負担への備えという視点となっています。

ア　基金への積み立て

具体的には、フルコストに含まれる減価償却費を将来の修繕や更新に備えるためのコストとみなして、当該年度の使用料収入の15%相当額を翌年度末に積み立てることとしています。

この財源は使用料収入ではなく、前年度の一般会計繰越金を充てることで、施設利用者による使用料負担はそのままに、将来に対する備えとすることが可能となっています。

これまでに 3,051 万円余りを公共施設整備基金に積み立てました。【図-24 参照】

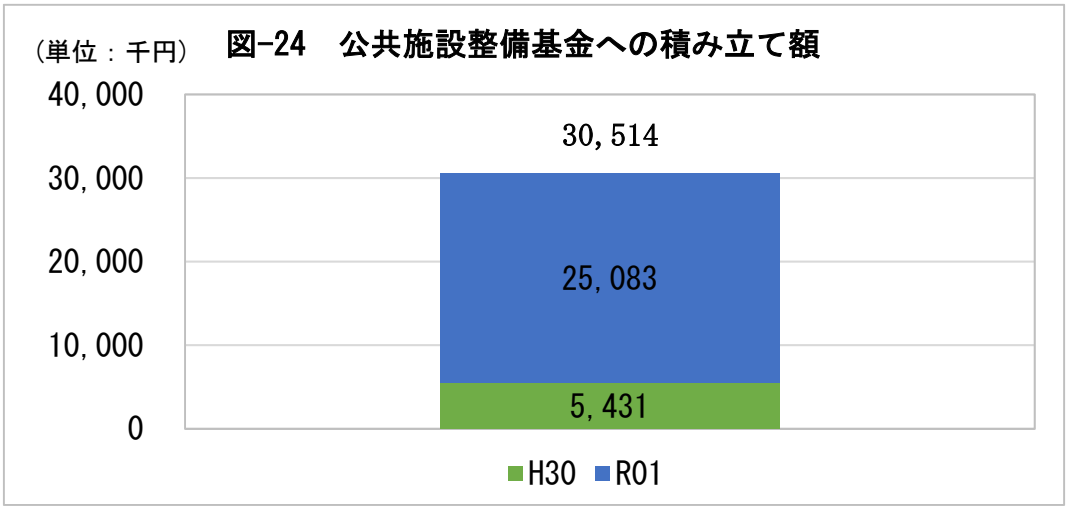

イ　評価及び今後の課題

公共施設整備基金への積み立ては、現在市民による税負担の公平性と世代間負担の公平性に影響することなく、将来への備えとすることができるため、非常に有意義といえます。

しかし、使用料収入が当初想定通りに増加していないこと、感染症対策により令和元年度(2019 年度)は前年度よりも減収となったこと、今後も減収が続いた場合、増収見込みの根拠となった平成 25 年度(2013 年度)実績を下回るおそれがあること、などが課題で、今後も継続して積み立てを行うためには、使用料収入を増加させる必要があります。

5　まとめと今後の方向性

方針が目指した利用者負担の適正化は、現在の公共施設の維持管理にとどまらず、将来の公共施設の更新問題にまで踏み込んだもので、見直し内容のすべてが密接に関連しています。

ここまでは、将来を見据えた三つの視点をそれぞれ評価してきましたが、見直しのプラス効果とマイナス効果を改めて抽出したうえで、総括的な評価と今後の方向性をまとめます。

(1)　見直しによる効果

ア　プラス効果

(ｱ)　増収見込みに到達してはいないものの、見直し以前よりも使用料収入が増加しています。

(ｲ)　使用料収入の 15%相当額を公共施設整備基金に積み立て、将来に備えています。

(ｳ)　70 歳以上及び子どもの共用利用を無料化したことで、個人による施設の利用頻度が上がっています。【図-25 参照】

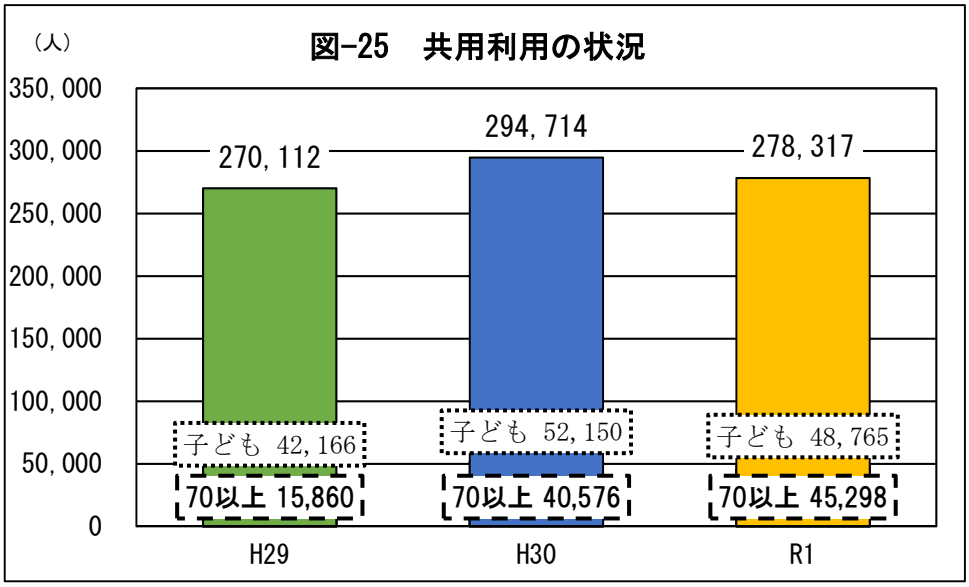

図-25　共用利用の状況

(ｴ)　利用時間を30分単位としたことで、活動実態に合わせた利用が可能となり、利便性が向上しています。

(ｵ)　利用者負担の適正化を図ったことで、公共施設を定期的に使う人とそうではない人との不公平感が解消されています。

イ　見直しによるマイナス効果

(ｱ)　個人の共用利用件数は無料化の影響もあって増加していますが、平均の引き上げ率が55%と、多くの施設で値上げとなったため、団体による専用利用件数が減少傾向にあります。【図-26参照】

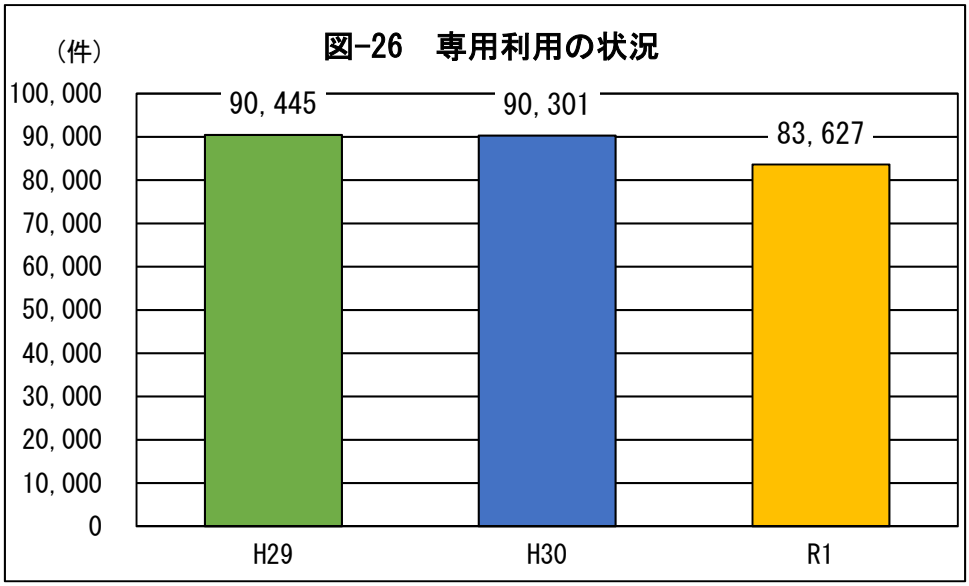

(ｲ)　個人の共用利用件数が増加している反面、70歳以上及び子どもの無料利用によって、トレーニングルームや温水プールが混雑しています。

(ｳ)　使用料収入が増収見込み額に到達せず、また、負担割合も10%前後と低くなっています。また、使用料収入の増収効果が少ないと、将来への備えとなる公共施設整備基金への積み立ても少額となってしまいます。

(2)　総括的な評価

使用料見直しから 3 年が経過し、方針の狙いどおりとなったプラス効果もあれば、市民の利用に少なからず影響するマイナス効果もあります。

また、方針策定時から現在までの変化を把握するために、方針の各図に最新データを追加しましたが、改めてその内容を見てみると、方針策定当時よりも厳しい状況へと変化しているものが多いことに気が付きます。

より厳しい将来に備えるため、使用料見直しそのものを否定することはできませんが、その効果である使用料の増収効果は非常に限定的です。

また、使用料見直しは「フルコストの 1/3」を適正な利用者負担と定義して実施していますが、見直し後の使用料の負担割合は最大で 11.1%と低く、このままでは十分な効果が得られないことは確実です。

今は、値下げや値上げといった再度の使用料の見直しを検討するよりも、方針策定当時よりも厳しくなると見込まれる将来に備え、公共施設を良好な状態で維持していくために、稼働率を向上させ、使用料収入を確保していくことが何よりも重要だと考えられます。

(3)　今後の方向性

稼働率向上と使用料収入確保のため、次の 2 点を大きな柱として、マイナス効果に対処するための方策を進めます。

ア　稼働率の向上

事前支払い制の見直し、空き状況の公開と直前申し込みの実施、定期的企業利用の拡大、などを進めることで、利便性と市民サービスを向上させ、稼働率の向上を目指します。

イ　共用利用無料化の見直し

無料利用によって施設が混雑し、一般利用者にも影響が出ているため、無料利用者と一般利用者の不公平感を解消し、すべての利用者が気持ちよく利用できる環境を整えます。